

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月11日
【会社名】	テンプホールディングス株式会社
【英訳名】	Temp Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 篠原 欣子
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
【電話番号】	03(3375)2220(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役グループ経営企画本部長 佐分 紀夫
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
【電話番号】	03(3375)2220(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役グループ経営企画本部長 佐分 紀夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 133,989,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	59,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

- (注) 1 平成25年6月11日(火)開催の取締役会決議によるものであります。
- 2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	59,000株	133,989,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	59,000株	133,989,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,271	-	100株	平成25年6月28日	-	平成25年6月28日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
- 3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとします。
- 4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、本自己株処分に係る割当は行われないうこととなります。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
テンプホールディングス株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂三丁目2番6号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
133,989,000	2,000,000	131,989,000

- (注) 1. 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株処分による手取金をいいます。  
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。  
 3. 発行諸費用の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用及び弁護士費用並びに割当予定先の調査料等であります。

## (2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額131,989,000円については、平成25年4月26日に株式会社インテリジェンスホールディングス(以下「インテリジェンスHD」といいます。)の発行済株式及び新株予約権の全て(以下「全株式等」といいます。)を取得するために平成25年4月19日に当社子会社のテンプスタッフ株式会社において株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行より実行した借入れに係る借入金(借入総額350億円、満期日平成26年3月31日)の返済に充当する予定であります。なお、支出時期までの資金管理は、当社預金口座にて行います。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
インテリジェンスHDの全株式等の取得のために行った借入れに係る借入金の返済	131,989,000	平成26年3月

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	氏名	高橋 広敏
	住所	東京都港区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社インテリジェンスホールディングス 代表取締役 所在地：東京都港区赤坂七丁目3番37号 事業の概要等：インテリジェンスグループの経営戦略の立案・推進及び経営管理
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社の従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

（注）当社は、高橋広敏氏を新任取締役候補として平成25年6月21日開催予定の当社の第5期定時株主総会に付議しております。

a 割当予定先の概要	氏名	森永 晃夫
	住所	東京都港区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社インテリジェンスホールディングス 執行役員 所在地：東京都港区赤坂七丁目3番37号 事業の概要等：インテリジェンスグループの経営戦略の立案・推進及び経営管理
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名	峯尾 太郎
	住所	東京都新宿区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社インテリジェンス 常務執行役員 所在地：東京都港区赤坂七丁目3番37号 事業の概要等：求人メディア運営、人材紹介サービス、人材派遣、アウトソーシング等
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名	山崎 高之
	住所	シンガポール国
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社インテリジェンス 常務執行役員 所在地：東京都港区赤坂七丁目3番37号 事業の概要等：求人メディア運営、人材紹介サービス、人材派遣、アウトソーシング等
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名	横道 浩一
	住所	東京都渋谷区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社インテリジェンス 執行役員 所在地：東京都港区赤坂七丁目3番37号 事業の概要等：求人メディア運営、人材紹介サービス、人材派遣、アウトソーシング等
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名	瀬野尾 裕
	住所	東京都目黒区
	職業の内容	勤務先の名称及び役職：株式会社インテリジェンス 執行役員 所在地：東京都港区赤坂七丁目3番37号 事業の概要等：求人メディア運営、人材紹介サービス、人材派遣、アウトソーシング等
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成25年6月11日現在におけるものです。

#### c 割当予定先の選定理由

平成25年4月26日に、当社はインテリジェンスHDの全株式等を取得し、同社を連結子会社といたしました。

当社は、人材派遣事業を中核事業に多数のサービスメニューを取り揃え、顧客満足度の向上を目指して、サービスを展開してまいりました。これに対し、インテリジェンスHDは国内を中心にメディア事業、キャリア事業、派遣事業、アウトソーシング事業の4事業をコア事業として展開しております。

インテリジェンスHDは、当社と広義における同業ではありますが、事業領域の重複が少ない為に相互補完的な関係にあり、相互のインフラ、ブランド力の相互活用による極めて有益なビジネスシナジーの創出が可能であると考えております。

割当予定先の各氏は、いずれもインテリジェンスHDの取締役若しくは執行役員又はインテリジェンスHDの企業グループの中核会社である株式会社インテリジェンスの執行役員であります。当社は、かかる割当予定先に当社の自己株式を割当てること、インテリジェンスグループの経営陣としてだけでなく当社グループの経営への参画意識を高め、インテリジェンスグループと当社のビジネスシナジーの実現と一層の企業価値向上をはかる上で有益であると判断いたしました。

#### d 割り当てようとする株式の数

高橋 広敏	当社普通株式	30,000株
森永 晃夫	当社普通株式	4,000株
峯尾 太郎	当社普通株式	13,000株
山崎 高之	当社普通株式	2,000株
横道 浩一	当社普通株式	5,000株
瀬野尾 裕	当社普通株式	5,000株

#### e 株券等の保有方針

各割当予定先からは、本自己株処分により取得する株式について、中長期的に保有する方針であることを確認しております。なお、当社は、各割当予定先から、本自己株処分により取得した株式について、払込期日より2年以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当予定先より、本自己株処分の払込期日に全額を払い込むことの確認をいただいております。あわせて、各割当予定先より提供された預金通帳の残高の写しによりその払込資金の存在を確認しており、本自己株処分に係る払込みについては確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先について株式会社J Pリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門3-7-12、代表者 吉野啓介)に調査を依頼し、各割当予定先が反社会的勢力との関係を有している事実が確認されなかった旨の調査報告を受領しており、また、各割当予定先より反社会的勢力と一切関係がないことの誓約書の提出及びその旨の説明を受けております。以上より、当社は、各割当予定先が反社会的勢力とは関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分の払込金額(以下「処分価格」といいます。)につきましては、本自己株処分に係る取締役会決議日の直前取引日(平成25年6月10日)の株式会社東京証券取引所市場一部における当社普通株式の終値2,271円と同額である2,271円といたしました。

当該価格2,271円については、直前1ヶ月間(平成25年5月10日~平成25年6月10日)における当社普通株式の終値の平均値(円未満切捨)2,279円とのディスカウント率が0.35%、直近3ヶ月間(平成25年3月11日~平成25年6月10日)における当社普通株式の終値の平均値(円未満切捨)1,989円とのプレミアム率が14.17%、直近6ヶ月間(平成24年12月11日~平成25年6月10日)における当社普通株式の終値の平均値(円未満切捨)1,617円とのプレミアム率が40.44%となっております。

なお、上記処分価格については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、取締役会に出席した監査役全員(うち社外監査役2名)が、特に有利な処分価格には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の処分数量59,000株(議決権数590個)の発行済株式総数(65,521,500株、平成25年3月31日現在)に占める割合は0.09%(平成25年3月31日時点の議決権総数650,370個に対する割合は0.09%)であるため、株式の希薄化の程度及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本自己株処分は、当社とインテリジェンスHDとのビジネスシナジーの実現や企業価値の向上に資するものと考えており、本自己株処分に係る処分数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
篠原 欣子	東京都渋谷区	23,377	35.94%	23,377	35.91%
ステート ストリート バン ク アンド トラストカンパ ニー 常任代理人 香港上海 銀行東京支店	東京都中央区日本橋3丁目 11-1	7,282	11.19%	7,282	11.18%
ケリーサービスジャパン株 式会社	東京都千代田区永田町2丁 目11-1 山王パークタワー 4階	3,035	4.66%	3,035	4.66%
彌富 よしみ	東京都渋谷区	1,812	2.78%	1,812	2.78%
テンブホールディングス従 業員持株会	東京都渋谷区代々木2丁目 1-1 新宿マインズタワー15 階	1,527	2.34%	1,527	2.34%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目 8-11	1,509	2.32%	1,509	2.31%
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の内2丁 目7-1	1,232	1.89%	1,232	1.89%
ウーマンスタッフ有限会社	愛知県名古屋市長区倉坂 1127	1,206	1.85%	1,206	1.85%
日興コーディアル証券投資 事業組合	東京都千代田区丸の内1丁 目2-1	1,154	1.77%	1,154	1.77%
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目 11-3	1,128	1.73%	1,128	1.73%
計	-	43,266	66.52%	43,266	66.46%

(注) 1 平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、発行済株式総数から平成25年5月31日現在の自己株式を除いた株式数(65,036,271株)を基準に算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第4期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）平成24年6月25日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第5期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第5期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）平成24年11月14日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第5期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）平成25年2月14日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月25日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月16日に関東財務局長に提出

#### 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月1日に関東財務局長に提出

#### 8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月2日に関東財務局長に提出

#### 9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月2日に関東財務局長に提出

#### 1 0 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月26日に関東財務局長に提出

#### 1 1 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月29日に関東財務局長に提出

#### 1 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に関東財務局長に提出

#### 1 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月24日に関東財務局長に提出

#### 1 4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記9 臨時報告書の訂正報告書）を平成25年2月4日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「対処すべき課題」および「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までの間において生じた変更及び追加すべき事項を記載したものであります。なお、「対処すべき課題」および「事業等のリスク」について、以下の内容は一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については、\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は、以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保证するものではありません。

### < 対処すべき課題 >

世界経済の変調により産業構造の転換が進み、顧客企業や求職者から当社の属する人材ビジネス業界に求められるニーズ及びサービスは、急速かつ様々に変化しており、総じて当社グループを取り巻くビジネス環境は大きな転換期にあると認識しております。

一方で国内では、昨今の雇用情勢の悪化を受け、労働者派遣法改正法の施行（平成24年10月施行）、有期労働契約の適正な利用に向けた労働契約法の改正（平成24年8月公布、平成25年4月より順次施行）等、派遣労働者を含む有期雇用者の雇用の保護・安定化に向けた労働法制の見直しが進んでおります。現時点ではその影響は顧客企業や求職者の状況により様々であります。今後の労働政策の動向とそれに伴う労働法制の見直し状況により、労働市場は変化していくことが予想されます。

このような環境の下、当社は、経営理念である「雇用の創造、人々の成長、社会貢献」を実践していくため、以下の5点を課題として認識しております。

#### 地域戦略の強化

全国ネットワークを駆使し、各地域における営業基盤の確立を目指します。また、市場優位性をさらに高めていくため、地域に根ざしたきめ細かいサービス展開をベースとしながら、各地域の経済動向にあわせた経営資源の有効活用を常に検討して参ります。

#### 専門分野及び新たな領域への積極展開

昨今の市場動向の変化に伴い、顧客企業及び求職者のニーズも様々に高度化・多様化が進んでおります。当社グループでは、時流に沿ったサービスラインナップ強化を目指し、現状当社が手がけていない職種領域については、M & Aによる事業拡大も視野に入れ、また事業化の必要性を十分に検討しつつ積極的に進めることで、顧客満足度を高めて参ります。

新規成長分野として新たな雇用拡大が見込まれる人材ニーズに対しては、タイムリーに対応するとともに、サービス体制やネットワークを拡充し、幅広くかつきめ細かく対応いたします。また、専門化する労働市場に対しては、周辺知識や経験のバックグラウンドを持つ求職者を対象とする育成型派遣制度、R & Dアウトソーシング、アウトソーシング等による人材活用を図り、顧客企業及び求職者のニーズを満たす事業展開を進めて参ります。

#### グローバル市場への積極展開

現在、中国、香港、韓国、台湾、シンガポール、インドネシア、ベトナムなど、アジアを中心とし、グローバルに人材サービスを提供しております。今後も人材ビジネス市場で大きな可能性を持つアジアのニーズをとらえ、グローバル市場への積極展開を図ります。

#### 女性の就業支援

長期視点から、少子高齢化による労働力不足解消のカギを握る女性の就労を様々な形で支援して参ります。職任近接型オフィス展開・パートタイム型派遣の拡販、保育所の開設、出産・育児等で離職した女性を対象とするセミナーの開催・再就職支援等、就労機会の拡大や創出、情報提供を行うことで、女性の就労を総合的にサポートして参ります。

## 経営効率の向上

当社グループ各社のバックオフィス業務を、シェアードサービスを行うテンプスタッフ・インテグレーション㈱へ集約することによりグループ経営の効率化を推進いたします。各社における手続き並びに処理を共通化することで、グループ各社の業務フローの改善、システム統合などによる経営効率の向上を図ります。徹底したコスト管理に努め、また成長分野を見極めた経営資源の最適化を進めることによって、着実な利益成長と財務体質の健全化を堅持いたします。

上記のような対処すべき課題に対して、当社グループでは以下のように取り組んでおります。

### a．専門分野及び新たな領域への積極展開

製薬企業における安全性情報管理業務（Pharmacovigilance、P.V業務）の業務量増加に着目し、平成24年5月、P.V業務の受託を専門に行うP.Vネクスト㈱を設立いたしました。また当社子会社テンプスタッフ・メディカル㈱において、ヘルスケア分野において事業領域の近い旭化成ライフサポート㈱を吸収合併し、業容を拡大いたしました。それぞれ、これまで自社内で行われることが中心の業務であり、また今後の社会環境や法整備から業務の負担及び増加が予想される分野であり、当社グループでは新たなサービスラインナップとして全国を視野に事業展開を図ることで業容拡大を目指して参ります。

更に技術関連領域強化の面では、平成25年3月29日付にてパナソニックAVCテクノロジー㈱及びパナソニックAVCマルチメディアソフト㈱のそれぞれ66.6%の株式を取得し子会社化、それぞれAVCテクノロジー㈱、AVCマルチメディアソフト㈱として営業を開始いたしました。創業以来、長年パナソニック㈱のデジタルAV商品の開発で培った高い商品開発力・技術開発力を誇る2社の株式取得を通じて、当社グループの顧客企業に対するソリューションの拡充及び求職者に対するブランド力向上を目指して参ります。

### b．グローバル市場への積極展開

成長著しいアジア地域で存在感を高め、より一層の事業拡大を目的とし、かねてから営業協力関係にあったケリーサービス（Kelly Services, Inc.）と合併事業化契約を締結し、平成24年11月より当社連結子会社テンプスタッフ香港（Tempstaff (Hong Kong) Ltd.）を当社51%、ケリーサービス49%の出資比率とする合弁会社として再組織し、TSケリーワークフォースソリューションズ（TS Kelly Workforce Solutions Limited）に商号変更いたしました。TSケリーワークフォースソリューションズでは、同社の傘下に当社及びケリーサービス双方の北アジア地域（中国、香港、台湾及び韓国）における既存子会社を配する新組織体制のもと、これまでの事業に加え統括組織としての機能を有し、北アジア地域全般の運営管理、経営戦略の策定を進めて参ります。ケリーサービスの持つ既存のグローバル企業顧客や人材サプライチェーンマネジメントにおける専門性と、当社グループの持つ日系企業を中心とする営業基盤や販売網を最大限に活かすことを目指し、今後新たな事業運営体制整備を順次進めると共に、新たなサービス提供体制を構築して参ります。

上記取り組みのほか、アジア地域の新規地域展開として、東アジア・東南アジアの中でも経済発展が著しく若い世代の労働力が豊富なベトナム・ホーチミンに新たに子会社を設立し、平成25年1月より営業を開始いたしました。

一方、かねてから進める支店設置による営業展開の一環としてテンプスタッフ・コリア（Tempstaff Korea Co., Ltd.）において韓国2ヶ所目となる水原（スウォン）オフィスを平成24年6月に開設いたしました。

またR&Dセグメント事業における取り組みとして、世界最大の自動車市場に成長した中国において、当社連結子会社㈱日本テクシードがデザインスタジオや開発センターを有する自動車開発会社、特酷時度汽車技術開発（上海）有限公司を設立いたしました。同社は、㈱日本テクシードが長年国内市場を中心として培った高い技術力をバックに、日系メーカー、中国系メーカーのコンセプトカーから量産設計までの一連の設計開発、さらに上級技術者によるハイエンドコンサルティング業務等を中国にて行うことで、中国での自動車開発のR&D業務を支援して参ります。

<事業等のリスク>

― 人材ビジネス業界の動向について

当社グループの属する人材ビジネス業界は、産業構造の変化、社会情勢、景気変動に伴う雇用情勢の変化等に影響を受けます。昨今の企業収益の伸び悩みやそれに伴い低水準で推移する雇用情勢は、従来型の人材サービス及び人材需要の減少をもたらし、人材ビジネス業界は再編の続く厳しい市場環境で推移しております。今後、様々な要因により雇用情勢ないしは市場環境が悪化した場合、また求人需要の急激な減少や既存の顧客企業における業務縮小・経費削減等による人材需要の大幅減少等が発生した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

― 法的規制について

当社グループでは、コンプライアンス経営を最重要課題のひとつとして認識し、事業に取り組んでおります。しかしながら、当社グループが手掛ける事業領域について、法的規制が強化・拡大された場合には、減収、あるいは新たな費用の増加等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

なお、当社の主力事業に係る人材派遣事業においては、いわゆる改正労働者派遣法が平成24年3月28日に成立し10月1日に施行されました。日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者の派遣が原則禁止とされるなど、派遣労働者の保護及び雇用の安定を図ることを主眼とした法改正概要となっております。また派遣労働者を含む有期雇用者の雇用の保護・安定化に向けた労働法制の見直しとして労働契約法の改正（平成24年8月公布、平成25年4月より順次施行）も行われました。当社グループでは、法改正の内容、政省令で定められる詳細及びその趣旨の理解に努め、法改正の影響を受ける可能性のある顧客企業及び派遣労働者に対し、安定した人材サービスの提供が継続できるよう、迅速かつきめ細かな情報の収集及び提供や、法改正の趣旨に沿った新たなサービス体制の構築を進めて参りますが、今後労働法制の影響を受けた労働市場の変化により人材派遣市場をはじめとした人材サービス市場の急激な縮小が生じた場合、減収、あるいは新たな費用の増加等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

a. 人材派遣事業

( ) 労働者派遣法について

当社グループの主要な事業である人材派遣事業は、「労働者派遣法」第8条に基づく一般労働者派遣事業許可を受けて行っている事業であります。

「労働者派遣法」では、一般労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、人材派遣事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が派遣元事業主としての欠格事由（労働者派遣法 第6条）及び当該許可の取消事由（同第14条）に該当した場合には、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止、または事業許可の取り消しを命じることができる旨を定めております。

現時点において、当社グループにおいては、上記に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により当社グループ各社並びにその役職員が上記に抵触した場合、当社グループの主要な事業活動全体に支障を来たことが予想され、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

( ) 派遣対象業務について

「労働者派遣法」及び関係諸法令については、これまでも労働環境の変化に応じた派遣対象業務や派遣期間に係る規制緩和並びに派遣元事業主における管理体制の強化の両面からの改正が適宜実施されており、当社グループはその都度、当該法令改正に対応するための諸施策を採ってきております。今後、さらに「労働者派遣法」及び関係諸法令の改正が実施された場合、当社グループの今後の事業運営方針並びに経営成績に少なからず影響を与える可能性があります。

## b. 人材紹介事業

当社グループが行う人材紹介事業は、「職業安定法」第32条の4に基づく有料職業紹介事業許可を受けて行っている事業であります。

「職業安定法」においても「労働者派遣法」と同様に、人材紹介事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が有料職業紹介事業者としての欠格事由（職業安定法 第32条）及び当該許可の取消事由（同第32条の9）に該当した場合には、事業の許可を取り消し、または、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めております。

### ― 社会保険制度の改正に伴う経営成績への影響

社会保険料の料率・算出方法は、諸般の条件及び外部環境の変化等に応じて改定が適宜実施されております。当社グループにおいては、従業員に加えて派遣労働者も社会保険の加入者であるため、今後、社会保険料の料率・算出方法を含めた社会保険制度の改正が実施され、社会保険の会社負担率や加入対象者及び被保険者数の増加により社会保険の会社負担金額が大幅に変動する場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

厚生年金保険においては、平成16年成立の年金改革関連法により最終保険料率は18.3%と定められ、平成16年10月から平成29年9月まで段階的に引き上げられます。これにより標準報酬月額に対する厚生年金保険料の会社負担率は、平成29年まで毎年0.177%ずつ増加していくことが予定されており、今後の収益を圧迫する要因のひとつとなることが予想されます。

また、当社グループの従業員及び派遣労働者が主として属する健康保険組合においては、平成20年4月における高齢者医療の制度改革に伴う新たな拠出金制度（後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金）の発足以降、その後の高齢者医療制度への拠出金や医療費の上昇、市場規模縮小による被保険者数及び保険料収入の減少や平均年齢の上昇が相まって、同組合の財政収支は悪化傾向が続いております。それに伴い保険料率は平成20年4月に61/1000から76/1000に大幅に引き上げられて以降段階的に引き上げられ、平成25年3月からは86/1000と、保険料負担は増加傾向にあります。介護保険料も平成24年度にそれまでの17/1000から20.7/1000へ改定されており、さらなる社会保障費の増大による上昇が続いた場合、大きな収益圧迫要因となる可能性があります。

一方雇用保険においては、平成22年4月1日付の雇用保険制度改正の一環として、より多くの働く人たちが雇用保険に加入しやすくそのメリットを受けられるようにするために適宜適用範囲の見直しが図られております。非正規雇用労働者の雇用保険の適用基準は平成21年4月1日に緩和された「1週間の所定労働時間が20時間以上であること」「6ヶ月以上の雇用見込みがあること」から、平成22年4月からは「1週間の所定労働時間が20時間以上であること」「31日以上の雇用見込みがあること」に適用範囲が拡大されております。今後も雇用に関する議論に伴い雇用保険制度が改正され、会社負担率や加入対象者及び被保険者数の増加が生じた場合、その会社負担金額や加入対象者及び被保険者数の増加に対応するための体制の構築等により、今後の収益を圧迫する要因のひとつとなる可能性があります。

### ― 新規事業展開に伴うリスクについて

当社グループは、経営方針に基づく戦略的事業規模の拡大と既存事業の体質改善の一環として、新会社の設立や企業買収等を検討いたします。また海外事業についても中長期的な課題である「グローバル市場への積極展開」に対する取り組みとして海外人材ニーズに対し様々な形でサービス提供体制の整備を進めており、係る方針に基づき、当社グループは、平成25年3月31日現在、当社のほか連結子会社54社、関連会社1社で運営しております。

#### a. 新規事業進出について

新規事業展開に伴う新会社設立、サービス領域拡大に際しては、多額の資金需要が発生する可能性があるほか、市場環境及び労働市場の変化や競合状況により必ずしも収益が当初の計画通りに推移する保証はなく、想定した収益規模が確保できない可能性があります。市場環境の動向により各社及び各事業領域毎の成長率、業績推移状況等が当初想定した収益計画と大きく乖離した場合、当社グループの事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

## b. 企業買収、事業提携について

企業買収や事業提携に際しては、対象となる企業の財務内容や契約関係等について詳細なデューデリジェンスを行い、リスク回避に努めておりますが、案件の性質や時間的な制約等から十分なデューデリジェンスが実施できず、買収後に偶発債務の発生や未認識債務が判明した場合、また当該事業が、当初想定した収益計画と大きく乖離した場合、多額の資金投入が発生する可能性のほか、関係会社株式の評価替えやのれんの償却等により、当社グループの事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

### — 個人情報の取扱い及び個人情報保護法に関するリスクについて

当社グループ各社では、求職者、従業員等についての多くの個人情報を保有しております。また当社グループの多くの連結子会社において平成17年4月1日より施行された個人情報保護法が定める個人情報取扱事業者に該当しているため、個人情報保護法の適用を受けます。同法では、個人情報取扱事業者に対し一定の報告義務が課せられており、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるとき、主務大臣は当該個人情報取扱事業者に対して必要な措置を取ることを勧告または命令することができることとされております。

当社グループは、同法遵守の体制を整えるべく個人情報の取扱いに関する規程を定め、従業員教育や定期的な情報配信など当該規程の遵守を徹底するための部署を設置し、また定期的に当社グループ内で「情報管理連絡会」を開催するなど、適切な管理体制の構築及び保有する個人情報の取扱いレベル向上に努めております。しかしながら、体制強化にも係わらず、個人情報の漏洩や不正使用などの事態が生じた場合、当社グループのイメージ悪化や補償等の発生により事業運営に重大な影響を与えるとともに、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

### — 顧客情報管理に関するリスクについて

当社グループは、R & Dアウトソーシング、アウトソーシング事業の受託案件数の増加や規模の拡大に伴い顧客企業の製品開発情報や研究開発等、機密性の高い情報を含む案件の取り扱いが増加しております。各事業及び業務に対しては、案件毎に最善の情報セキュリティ対策を講じるとともに、レベルに沿った社内研修プログラムの充実、諸規程の整備及び周知などの情報管理体制を整備しております。今後も事業展開の状況に応じて徹底を図って参りますが、万一、顧客企業の重要な機密情報の漏洩が発生した場合、訴訟や損害賠償等で多額の費用が発生する可能性があるほか、ブランドイメージの低下により当社グループの事業運営に影響を与えるとともに、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

### — 法令遵守に関するリスクについて

当社グループは、社会的責任を全うすべく事業拡大に合わせ、社内研修プログラムの充実、諸規程の整備など適宜、内部管理体制及び教育制度等を整備しております。適切な内部統制システムの整備及び運用については、今後も事業展開の状況に応じて徹底を図って参りますが、従業員による重大な過失、不正、違法行為等が生じ、当社グループが行政指導を受けた場合、または訴訟や損害賠償等に至った場合、ブランドイメージの低下により当社グループの事業運営に影響を与えるとともに、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

### — 当社代表取締役である篠原欣子への依存について

当社の代表取締役である篠原欣子は、テンブスタッフ㈱の創始者であり、テンブグループの代表として指揮をとっております。また女性起業家として知名度が高く、当社グループの組織文化の醸成・企業イメージの向上に多大な影響力を及ぼしているものと判断しております。そのため、企業買収活動を始めとして、国内新規事業並びに海外事業展開、各種事業提携等の戦略的意思決定、また、実際の事業推進においても重要な役割を果たしており、何らかの理由により篠原欣子が当社グループにおいて業務を継続することが困難となった場合、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。



### 一 大規模災害及びシステム障害等の影響について

当社グループは「雇用の創造、人々の成長、社会貢献」を企業理念とし、全国各地域に専門事業会社や営業拠点を設け、積極的な事業展開を図っております。小規模な営業所を設け比較的広範な営業地域を受け持つケースやR & Dアウトソーシング、アウトソーシング事業においては拠点地域を設け、全国各地域へのサービス展開を図っております。当社グループでは、地震、台風、洪水等の自然災害等の発生の可能性を認識した上で、可能な限りの発生防止に努め、また発生時は迅速かつ確かな対応を執る所存であります。想定を超えた規模の大規模災害が発生した場合、一定の事業運営が困難になる可能性があります。また人材サービスの提供という事業性質上、災害時には安否確認や契約内容の調整等、多大な顧客対応による業務負荷が予想されることから当社グループの事業運営に影響を与えるとともに、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。他方、事業の拡大に伴う業務効率化及び個人情報保護に関する対策を進めた結果、当社グループの事業はコンピュータシステム及びそのネットワークに多くを依存しております。そのため、不測の事態に対しては、災害時の体制整備、システムセキュリティの強化、ハードウェアの増強等様々な対策を講じておりますが、これらの対策にも係わらず人為的過誤、広範な自然災害等に伴い、コンピュータシステム及びそのネットワーク設備にトラブルが発生した場合には、当該事態の発生地域の事業運営に直接被害が生じるほか、他地域の当社グループの事業運営に損害が生じる可能性があります。またそれが長期に亘る場合、顧客企業への労務の提供が事実上不可能になる可能性があり、当社グループが提供するサービスに対する信頼性の低下を招くなどの重大な影響を及ぼす可能性があります。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

テンブホールディングス株式会社 本店

（東京都渋谷区代々木二丁目1番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部【特別情報】

##### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。